

地方整備局・国土地理院の出先機関の課長・出張所長の6級枠の拡大を

2021年10月19日

人事院総裁
川本 裕子 殿

国土交通省管理職ユニオン
中央執行委員長 亀井 稔



国土交通省管理職員の処遇改善に関する基本要書

政府の「総人件費抑制」のもとに、人事院が政府与党と一体となって、これまで以上の賃金水準を引き下げ、地域間格差の拡大や高齢層職員への賃金抑制を行ってきています。貴院が、公務員労働者の「労働基本権の代償機関」としての役割と責任を自覚し、どこで勤務しようが、公務員が安心して職務に専念できるよう生計費の向上や公務員人事も加味した、2021年度勧告を求めています。

旧建設省で働く私たちは、級別定数の改善が遅れたことや、積極的に改善する姿勢が当局に十分なかったことから、処遇が劣悪であり、地方整備局の事務所課長や出張所長の6級定数が大幅に改善されない中で、事務所課長では早くも退職18ヶ月前にやっと6級昇格し、出張所長は退職1年前に6級昇格となっていますが、近年では5級退職も余儀なくされる職員も出ています。また、国土地理院の管理職等も地方測量部では、課長が5級のまま退職している職員も出ています。せめて退職5年前にすべての管理職が6級昇格できるように級別定数の大幅改善を要求します。

貴院が、下記要求に対して誠実に対応されることを強く要求します。

記

1. 2021年勧告に当たっての要求

- (1) 賃金改定にあたっては、生計費と経験・勤続年数に応じた賃金水準を前提に、世帯形成及び教育費などの負担に着目した配分とすること。また、比較企業規模は少なくとも100人以上に戻すこと。
- (2) 二年連続となる一時金の支給月数を引き下げでなく生活給としての実態に合ったものとする。
- (3) 非常勤職員の給与に関する指針の改正に伴う処遇改善の実態調査を行い改正内容に沿った処遇改善について指導すること。
- (4) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応についての調査では公務の各職場の特殊性を勘案し、経費負担の状況から早急に手当を設立し、その他一律的な既存の手当の引き下げなどの対応は行わないこと。
- (5) 災害時の時間外勤務及び深夜の勤務については、超過勤務手当を支給すること。
- (6) 各種手当等について、特に寒冷手当は、生活実態に合わせて改善すること。

地方測量部は、管区機関並の広い範囲で仕事をしている。



10月21日国土交通省管理職ユニオンは、人事院に『国土交通省管理職員の処遇改善に関する基本要書』を提出しました。要求書の中で特に「地方整備局事務所の課長、出張所長、国土地理院の地方測量部の課長の6級昇格枠の拡大を強く要求しています。地理院では、6級になれず、5級で退職している課長がいる旨の実態を記載」しています。管区機関並の管轄の仕事をしており、せめて府県単位並の枠を要求しています。

国土交通省管理職ユニオン
中央本部 2021. 10月